

景観形成地区内で新築・改修をお考えの方へ「令和5年度景観形成支援事業」のご案内

歴史的な町並み景観に資する修景 には補助金 (基本上限額 150 万円) が交付されます。

景観形成地区の種類によっては下記のとおり「生け垣」等にも助成

1 景観形成支援事業とは

兵庫県は、昭和60年3月に全国に先駆けて「景観条例」を制定し、県内の伝統的な町並みなどの景観保全等に取り組んできました。その取り組みを実行力のあるものにするためには、地域の住民の主体的な取り組みを支援する必要があることから、その支援策として平成2年10月にこの事業を創設しています。

2 修景助成事業の内容

1) 助成の考え方

各景観形成地区が定める景観形成基準に適合させるために、原則、一般的な経費以上の費用が発生する修景工事で、景観形成に資すると行政が判断するものが対象です。各地区の景観形成ガイドラインを参照

(注) 勾配屋根や色彩基準に適合するだけの修景は助成対象になりませんのでご注意ください。

2) 助成対象となる範囲

一般の方が通行する建物前面の“通り(一般的には前面道路)”や眺望点などから見える建物や塀の部分で、行政により景観形成基準への適合が求められる部分が対象です。

3) 助成の種類と助成内容

歴史的景観形成建築物等修景助成(歴史的景観形成地区内)

助成項目	補助率	補助上限額 2)
伝統工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費 1) (例) 和瓦葺き屋根、漆喰壁、土壁、板張壁ほか	1/3	150 万円 (330 万円)
設計費(基本・実施・工事監理含む)	1/3	30 万円 (60 万円)
合計補助上限額 3)		150 万円 (330 万円)



1) 工事費は、建物、門塀、その他(垣、柵、擁壁等の外観)を含む

2) () 括弧書きは景観形成基準を厳守したもの等で「景観形成支援事業評価・助言委員会」の審査で妥当と判断されたものの補助上限額。なお、同委員会の開催時期が決まっているため(6、9、12、3月の年4回)該当する場合は早めに窓口にご相談すること

3) 補助額は、項目ごとと合計額の両方で上限額を設定

一般建築物等修景助成(住宅街等及びまちなか景観形成地区内、景観形成等住民協定地区内)

助成項目	補助率	補助上限額
景観形成基準に適合させるために過大な費用負担が発生する工事 (例) 住宅街等・まちなか景観形成地区の場合 生け垣、植樹、空調屋外機の目隠し 景観形成等住民協定地区の場合 漆喰壁、板張壁、土壁ほか	1/4	75 万円



裏面へ

3 景観まちづくりアドバイザー派遣の内容

1) アドバイザーの派遣対象

旧街道沿いなど歴史的景観の核となる重要な場所における修景工事については、原則、当センターの「まちづくり専門家バンク」に登録された景観まちづくりアドバイザー派遣を受けることが助成の要件になります。なお、以下に該当する場合は対象外です。

景観まちづくりアドバイザーによる設計・監理工事
バリエーション等伝統的な建物に詳しい専門家による設計・監理工事
屋根の補修・葺替、外壁の塗替による修景工事
被災により緊急を要する補修に伴う修景工事
その他、市町・センター間の協議により派遣不要と認める工事



2) 指導の概要

景観形成地区等での建物等の新築や外観の修繕、模様替えに際して、その地区の景観形成にふさわしい外観とするためのポイント等について、最大3回の派遣によりアドバイスをします。申請者との打合せ時には設計者（又は工務店）の同席もお願いします。

《留意点》

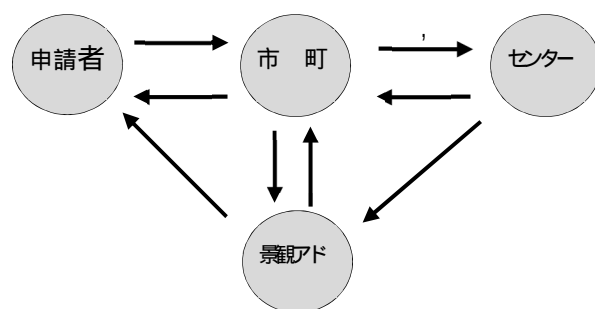
実際の設計を行うのではなく、設計や修理にあたり修景に関して考慮すべき点をアドバイスします。またその時点での設計案について修景の観点からアドバイスします。

《アドバイザー派遣の流れ》

申請者：市町窓口にて修景相談
市 町：設計に係る留意事項及び助成事業の説明とともに景観アドに派遣打診
市 町：センターに派遣申請
センター：派遣を決定
景観アド：申請者に修景指導
景観アド：市町に完了報告
市 町：センターに完了報告
センター：景観アドに報酬を支払い

（派遣のイメージ）

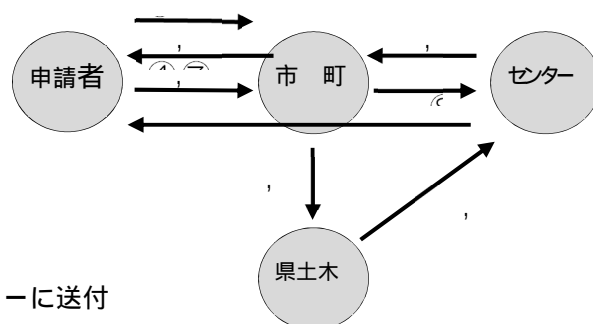
第1回目 現地チェック・所有者ヒアリング
第2回目 修景方針アドバイス
第3回目 まとめ・報告



4 修景助成事業の申請手続き

《アドバイザー派遣後の）助成金交付申請手続きの流れ》

申請者：設計・見積り・補助対象工事の整理等の後
交付申請書を市町に提出
市 町：審査の上、県土木経由でセンターに送付
センター： 〃 交付決定通知を市町経由で
申請者に送付
申請者：工事完了後に完了報告書を市町に提出
市 町：審査の上、完了報告書を県土木経由でセンターに送付
センター：額の確定通知を市町経由で申請者に送付
申請者：請求書を市町経由でセンターに提出
センター：申請者に助成金を支払い



修景助成事業申請様式
は、こちらのダウンロード
サイトから入手可能



【問合わせ先】(公財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくり推進部(景観助成担当)

TEL 代表(078)367-1260 / E-mail: machicen@hyogo-ctc.or.jp